

資料6 エネルギー小売事業に関わる事業者団体の状況

各分野で小売事業を行っている事業者等による事業者団体のホームページより（2017年2月5日現在）

業界と事業者団体	ホームページにおける情報開示			加入条件	会員数
	定款	事業報告・事業計画	会計書類		
【電力業界】 電気事業連合会	×	×	×	不明 (実態は不可)	10社
【都市ガス業界】 一般社団法人 日本ガス協会				理事会の承認	203社
【LPガス業界】 一般社団法人 全国LPガス協会		×		理事会の承認	団体48、直接82会員 (約20,000社)
【石油業界】 全国石油商業組合連合会				理事会の承認	47都道府県石油組合 (約17,000社)

電力・ガス取引監視等委員会ホームページより（2017年2月5日現在）

- ・登録小売電気事業者 374社（旧10電力会社を含む数値。新規参入事業者は364社。2017年1月17日現在）
- ・登録ガス小売事業者 10社（新規参入者のみ。家庭向けは東京電力EP、中部電力、関西電力、九州電力の4社。）

参考：事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針より

3 顧客、販路等の制限行為 事業者団体が、次のような顧客、販路等に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、[法第八条第一号](#)の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、次のような行為は、[原則として法第八条第四号](#)の規定に違反する。

3-2（市場の分割） 構成事業者別に、事業活動を行う地域や商品又は役務の種類等の範囲を制限すること。

例（1）販売業者の団体が、構成事業者別にその販売地域を限定し、市場を地域によって分割すること。